

川島町会計年度任用職員募集案内

1 応募受付期間

募集人数が充足されるまでの間

2 募集職種、職務内容及び募集人数

職種（担当課）	職務内容	募集人数
一般行政事務 (町民生活課)	町民生活課町民グループにおいて、マイナンバーカード交付事務（窓口・電話対応、パソコン入力及び書類作成補助等）	1名

3 勤務条件等

任用期間	任用した日から令和4年3月31日まで ※任用後、1月間は条件付採用
勤務時間	① 午前8時30分～午後5時00分（実働7時間30分） もしくは ② 午前10時30分～午後7時00分（実働7時間30分） ※業務の必要から時間外勤務が発生する場合があります。
勤務日数	平日週5日 ※土、日曜日が勤務日となる場合もあります。
休日	週休日：土曜日、日曜日 休日：国民の祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）になります。
休暇	1 年次有給休暇（1週間の勤務日数等により決定します。） 2 その他休暇 有給休暇：結婚・忌引・夏季休暇等 無給休暇：病気・看護・介護休暇等 ※付与条件等については、町の規則によります。
勤務場所	川島町役場 町民生活課
報酬（給料）	時給：960円 支給日：勤務した月の翌月20日 ※常勤職員の給料表をもとに、職種ごとに時給を算出するため、人事院勧告等を踏まえ、給料表の額に変更が生じた場合は増減することがあります。

諸手当(相当額)	期末手当：任用期間が6か月以上で、週の勤務時間に応じて、常勤職員の例により支給します。 通勤手当：常勤職員の例により、費用弁償として支給します。 その他手当：時間外勤務又は休日勤務が発生した場合は、その勤務に応じて報酬に加算して支給します。
加入保険	健康保険、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれの保険に加入します。(基準を満たさない場合は、加入しないものがあります。)
公務災害	町の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。
身分・服務	1 一般職の地方公務員（非常勤） 2 地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されます

4 応募資格

- ・特になし
- ・ただし、地方公務員法第16条のいずれかに該当する場合は応募できません。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 川島町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 選考方法

会計年度任用職員選考申込書による書類及び個別面接により選考します。
書類選考通過後、個別面接の日程をお知らせします。

6 応募から採用まで

- (1) 会計年度任用職員の任用を希望する方は、下記申込み方法により申込書を提出してください。
- (2) 申込書の内容を基に書類及び個別面接による選考を実施し、結果を全員に電話で連絡します。
※受験資格がないことまたは申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用をされないことがあります。

7 申込み方法

(1) 提出書類

- ・会計年度任用職員選考申込書
(町ホームページからダウンロードするか、総務課窓口で配付しています。)

(2) 提出方法

提出書類一式を封筒に入れ、下記提出先に郵送または持参してください。

※郵送の場合は、簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故について責任を負いません。

※持参の場合の受付は、午前8時30分から午後5時15分までです。(土・日は受け付けていません。)

(3) 提出先

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字下ハツ林870-1

川島町役場 総務課 庶務・人権グループ

(4) その他

提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。